

平成25年12月18日

古賀市議会  
議長 奴間 健司 様

総務常任委員会  
委員長 内場 恭子

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

### 第86号議案 古賀市財政調整基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この条例改正は、これまで特定目的基金で繰替運用を行っていたものを、財政調整基金でも繰替運用を行えるようにするものです。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 古賀市では、これまで単年度内で一時的に歳計現金が不足した場合に、特定目的基金のみを原資として繰替運用を行っていたが、今後、中央公民館研修棟の建替え等の大型事業が予定されており、繰替可能な基金の原資が不足する恐れがあることから改正とのこと。
2. 基金残高が最も多い財政調整基金の繰替運用を可能とすることにより、安定的な運用ができるようになり、市にとって有利な条件の選択の幅が広がるとのこと。
3. これまでの特定目的基金での繰替運用の状況は、単年度会計の中で、支払いなどが集中する期間（年度末から出納閉鎖期間）に繰替運用をし、その額及び金利は、平成21年度は総額16億円で金利0.15%、平成22年度は総額16億7,400万円で金利0.15%、平成23年度は総額18億円で金利0.15%、平成24年度は総額18億円で金利0.12%とのこと。

#### 【意見】

なし

#### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。